

Pay-easy(ペイジー)料金等払込サービス規定

第1条 料金等払込みサービス

- (1) 料金等払込みサービス「Pay-easy(ペイジー)」(以下「料金等払込み」といいます。)は、当金庫所定の収納機関に対し、税金、手数料、料金等(以下「料金等」といいます。)の払込みを行うため、利用者が利用者の端末機より当金庫のインターネットバンキングを利用して、払込資金をインターネットバンキングにかかる利用者の預金口座から引き落とす(総合口座取引規定およびローンカード規定に基づき当座貸越により引き落とす場合を含みます。以下同じです。)ことにより、料金等の払込みを行う取扱いをいいます。
- (2) 料金等払込みをするときは、当金庫が定める方法および操作手順に従ってください。

第2条 利用者の確認

- (1) 利用者の端末機において、収納機関から通知された収納機関番号、お客様番号(納付番号)、確認番号その他当金庫所定の事項を正確に入力して、収納機関に対する納付情報または請求情報の照会を当金庫に依頼してください。但し、利用者が収納機関のホームページ等において、納付情報または請求情報を確認したうえで料金等の支払方法として料金等払込みを選択した場合は、この限りではなく、当該請求情報または納付情報が当金庫のインターネットバンキングに引き継がれます。
- (2) 前項本文の照会または前項但書の引継ぎの結果として利用者の端末機の画面に表示される納付情報または請求情報を確認したうえで、利用者の口座番号、暗証その他当金庫所定の事項を正確に入力してください。
- (3) 当金庫で受信した利用者の口座番号および暗証と届出の利用者の口座番号および暗証との一致を確認した場合は、利用者の端末機の画面に申込しようとする内容が表示されますので、利用者はその内容を確認したうえで、当金庫所定の方法で料金等払込みの申込みを行ってください。

第3条 料金払込みサービスの取引

- (1) 料金等払込みにかかる契約は、当金庫がコンピュータ・システムにより申込内容を確認して払込資金を預金口座から引き落とした時に成立するものとします。
- (2) 次の場合には料金等払込みを行うことができません。
 - ① 停電、故障等により取り扱いできない場合

- ② 申込内容に基づく払込金額に当金庫所定の利用手数料を加えた金額が、手続時点において利用者の口座より払い戻すことのできる金額(当座貸越契約があるときは貸越可能残高を含みます。)を超える場合
 - ③ 1日あたりのまたは1回あたりの利用金額が、当金庫の定めた範囲を超える場合
 - ④ 利用者の口座が解約済みの場合
 - ⑤ 利用者の口座に関して支払停止の届出があり、それに基づき当金庫が所定の手続を行った場合
 - ⑥ 差押等やむをえない事情があり当金庫が不適当と認めた場合
 - ⑦ 収納機関から納付情報または請求情報についての所定の確認ができない場合
 - ⑧ 当金庫所定の回数を超えて暗証を誤って利用者の端末機に入力した場合
 - ⑨ その他当金庫が必要と認めた場合
- (3) 料金等払込みにかかるサービスの利用時間は、当金庫が定める利用時間内としますが、収納機関の利用時間の変動等により、当金庫の定める利用時間内でも利用できないことがあります。
- (4) 料金等払込みにかかる契約が成立した後は、料金等払込みの申込みを撤回することができません。
- (5) 当金庫は、料金等払込みにかかる領収書(領収証書)を発行いたしません。収納機関の納付情報または請求情報の内容、収納機関での収納手続きの結果等その他収納等に関する照会については、収納機関に直接お問い合わせください。
- (6) 収納機関の連絡により、料金等払込みが取り消されることがあります。
- (7) 当金庫または収納機関所定の回数を超えて、所定の項目の入力を誤った場合は、料金等払込みの利用が停止されることがあります。料金等払込みサービスの利用を再開するには、必要に応じて当金庫または収納機関所定の手続を行ってください。

第4条 利用手数料

- (1) 料金等払込みにかかるサービスの利用にあたっては、当金庫所定の利用手数料を支払っていただくことがあります。
- (2) 前号の利用手数料は、利用者の指定する口座から、通帳および払戻請求書の提出なしで引き落とされるものとします。

第5条 規定等の準用

本契約に定めない事項については、こうさんWEBバンキングサービス利用規定、こうさんWEB-FB利用規定、各サービス利用口座にかかる各種規定、総合口座取引規定、各サービス利用口座にかかる各種カード規定、振込規定ならびに当座勘定規定および当座勘定貸越約定書により取扱います。

第6条 規定の変更等

当金庫は、本規定の内容を、お客様に事前に通知することなく店頭表示その他相当の方法で公表することにより任意に変更できるものとします。

変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととします。

なお、当金庫の責めによる場合を除き当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切、責任を負いません。

第7条 準拠法・管轄

本契約の契約準拠法は日本法とします。

本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫の本店所在地を管轄する裁判所とすることに合意します。

第8条 譲渡・買入・貸与の禁止

本取引に基づくお客様の権利は、当金庫の承諾なしに第三者へ譲渡・質入・貸与等することができません。

第9条 サービスの終了

当金庫は、本サービスの全部または一部を停止することがあります。その場合は、事前に相当な期間をもって当金庫所定の方法により告知します。この場合契約期間内であっても本サービスの全部または一部が利用できなくなります。

以 上